第二条第百二号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四号とし、同条第百一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三号とし、同条第百号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二号とし、同条第九十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百一号とし、同条第九十八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百号とし、同条第九十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十九号とし、同条第九十六号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十八号とし、同条第九十五号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十七号とし、同条第九十四号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十六号とし、同条第九十三号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十五号とし、同条第九十二号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十四号とし、同条第九十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十三号とし、同条第九十号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十二号とし、同条第八十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十一号とし、同条第八十八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第八十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第八十九号とし、同条第八十六号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第八十八号とし、同条第八十五号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第八十七号とし、同条第八十四号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「の連結所得（法人税法」を「（令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第百五十四号において「令和二年旧法人税法」という。）」に、「連結親法人（法人税法」を「連結親法人（令和二年旧法人税法」に、「の法人税法」を「の令和二年旧法人税法」に改め、同号を同条第八十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

八十四　令和二年改正前措置法第五十六条第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

八十五　令和二年改正前措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第四条第一項第一号中「平成二十七年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）」に、「平成二十七年旧措置法」を「同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同項第五号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項第五号において「令和二年改正法」という。）」を「令和二年改正法」に改め、同項第七号中「令和三年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び次号において「令和三年改正法」という。）」に、「令和三年旧措置法」を「令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和三年旧措置法」という。）」に改め、同号を同条第二項第四号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）」を「令和四年改正法」に、「同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」を「令和四年旧措置法」に改め、同項第五号中「令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「」及び「」という。）」を削る。

様式第一の記載要領第四号中「の条項の欄」を「又は令和２年改正前措置法の条項の欄」に改め、同号の表中「の条項」を「又は令和２年改正前措置法の条項」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の４第１項	00657
	第42条の４第４項	00658
	第42条の４第７項	00639
	第42条の４第13項	00675
	第42条の４第18項において準用する同条第13項	00676

法規別表六（九）「22」の欄の金額	
法規別表六（十）「21」の欄の金額	
法規別表六（十四）「11」の欄の金額	
法規別表六（十六）「14」の欄の金額	
法規別表六（十六）「28」の欄の金額	

様式第一の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項及び高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却の項中

00031	特別償却限度額の欄の金額

を

00031

に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄又は別表十六（三）「32」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄又は別表十六（三）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額	00031